

教育荒廃を根本から是正するため

教育基本法を改正して頂きたき要請

教育基本法の見直しについては、すでに昭和六十二年八月、当「時代を刷新する会」と姉妹団体「財團法人協和協会」との連名で、「教育基本法を改正すべく審議会を設置いただきたき要請」を提出いたしておりますが、これが、諸般の情勢から審議会設置の必要性を訴えたのに對し、今回は、より具体的に、改正する場合にはどこをどう改正すべきか、その改正点を明らかにしたもので、この両要請書は、一体をなすものとして、併せ御覽下さるようお願い申し上げます。

要請の趣旨

現行教育基本法は、敗戦後間もない軍事占領下という異常事態の下で、當時、日本弱体化政策の意図を持つ

占領軍の指導によって策定されたものであり、もはや精神面において独立国の教育基本法としてふさわしくないばかりか、また、その規定も、制定後四十年を経て、不適当・不充分な個所が目立ってきております。

また、久しく教育の荒廃が叫ばれながら、なかなか是正の徵候もみられないことから、いまや良識ある国民は、教育改革も、単に制度・機構いじりでは駄目で、まず教育のバックボーンたる教育基本法を改正しなければ、眞の改革にはつながらない、ことを鋭く感じとつてきつつあります。（物事はすべからく、基本をただしてこそ、眞の解決が得られます）

いま、教育基本法改正の主な理由をいくつか挙げますと、（詳細は、前回の要請書「提言第三十号」参照）

- ① 現行教育基本法は、個人の尊重を強調するのあまり、家族、友人、社会、国家への思いやり、信義、協調、義務觀を説くことが薄く、ために利己的・独善的な人間を輩出している。
- ② いずれの国も、自国の歴史・文化・伝統を重視し、自分の国に誇りを持つよう教育の目的を設定しているのに、現行教育基本法は、占領下に作られただけに、そうした認識がなく、そこから、自国の歴史・文化・伝統を蔑視または否定する、誇りの無い国民性を生み出して来ている。
- ③ 現行教育基本法は、教育の機会均等につき形式的な平等に偏っている。個人の能力・適性はそれぞれ異なり、それに応じた教育をすることが眞の教育である。現在の形式的平等教育を改め、実質的教育へと切り換えるため、個人の能力・適性・責任に応じた教育を行うことを明記すべきである。

右の教育荒廃の原因に鑑み、現行教育基本法を左記の通り改正し、教育の荒廃を一日も早く是正せられるよう、ここに、衷心より要請する次第であります。

要 請 の 内 容

改 正 案 条 文

(傍線――は改正した個所)

われわれは、さきに、日本国憲法を確立し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようと決意を示した。その理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求し国家の伝統を尊ぶ国民の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

現 行 条 文

(傍線――は改正すべき個所)

われわれは、さきに、日本国憲法を確立し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようと決意を示した。その理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育の普及を徹底しなければならない。

ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的）

教育は、人間性の育成をめざし、平和的な国家及び社会及び家庭の形成者としての自覚と道義の確立を具現するものでなければならない。そのためには、真理と正義を追求し、個人の価値及び国家の伝統文化をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的・博愛的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）

教育の目的は、生涯を通じて、個人の能力と適性及び責任において実現されなければならない。この目的を達するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三条（教育の機会均等）

①すべての国民は、ひとしく、その能力と適性とに応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。ならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて教育上差別されない。

第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的・博愛精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達するためには、学問の自由を、尊重、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三条（教育の機会均等）

①すべてに国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。教育を受けられる機会をうけられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて教育上差別されない。

れない。

②国及び地方公共団体は、能力・適性に即した教育を推進するとともに、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ。

第四条

第五条

現行通り

第六条

第七条

第八条

第九条（宗教教育）

①宗教に関する寛容の態度と畏敬の念及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

②・・・

第十一条（教育行政）

現行通り

第十二条（補則）

②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によつて修学困難なものに対して、奨学の方法を講じなければならない。

第九条（宗教教育）

①宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

なお、現行教育基本法が、往々にして否曲解釈され、教育現場に混乱を引き起こしている状況に鑑み、新しい改正案が実現された場合でも、これが空文化しないよう、国は、折りにふれ、大臣告示等で、これに正しい補説（解説書）を付するよう要望する。

昭和六十三年四月吉日

文部大臣
中島源太郎殿

時代を刷新する会
会長木村
財団法人協和教育会
会長福田陸
両団体一
会員部赳
同会夫会男
教部
育会
部赳
会員部赳
同会夫会男